



一般財団法人 千葉県社会保険協会

月刊 社保ちば

目次

●日本年金機構からのお知らせ●

- ・被保険者数が51人以上の
企業等の事業主のみなさまへ ……2-3

●協会けんぽ千葉支部からのお知らせ●

- ・皆さまの取組で保険料率が変わります!!
「インセンティブ制度」ってご存じですか? ……4-5

●千葉県社会保険協会からのお知らせ●

- ・「蓮沼ウォーターガーデン」入園割引券配付のご案内 … 6
- ・健康づくりDVD無料貸出のご案内 …………… 7
- ・プロによる社会保険相談をうけてみませんか? …… 8
- ・令和6年度協会費払込書の送付について …………… 8

割引券(補助券)ご利用に際してのお願い

天候等、様々な理由により各施設の営業情報が変わる場合がございます。当協会が配付しております割引券(補助券)をご利用の際には、各施設のホームページ等にて最新情報を必ずご確認くださいませよう願ひ申し上げます。

千葉県社会保険協会のホームページ ➔ <https://shaho-chiba.jp>



スマホ対応してます

日本年金機構からのお知らせ

厚生労働省
からの
お知らせ被保険者数が51人以上の企業等の
事業主のみなさまへ

令和6年10月から

パート・アルバイトの社会保険の加入要件が更に拡大されます

対象となる企業

現在、厚生年金保険の被保険者数が101人以上の企業等で週20時間以上働く短時間労働者は、厚生年金保険・健康保険（社会保険）の加入対象となっています。この短時間労働者の加入要件が更に拡大され、令和6年10月から厚生年金保険の被保険者数が51人以上の企業等で働く短時間労働者の社会保険加入が義務化されます。

現在

被保険者数
101人以上の企業等

令和6年10月～

被保険者数
51人以上の企業等

厚生年金保険の被保険者数が51人以上の企業等とは？

適用事業所の厚生年金保険の被保険者（短時間労働者は含まない、共済組合員を含む）の総数（※）が1年のうち6月間以上51人以上となることが見込まれる企業等のことです。
※法人事業所の場合は、同一法人格に属する（法人番号が同一である）すべての適用事業所の被保険者の総数、個人事業所の場合は適用事業所単位の被保険者数となります。

加入対象（短時間労働者）の要件は？

被保険者数51人以上の企業等（特定適用事業所）に勤務する以下の条件に全て該当する方が短時間労働者として加入対象となります。

- 週の所定労働時間が20時間以上
- 月額賃金が8.8万円以上
- 2カ月を超える雇用の見込みがある
- 学生ではない

厚生年金保険の被保険者数が基準に満たない企業等であっても、被保険者の同意に基づき、短時間労働者の適用拡大の対象事業所になることができます。詳しくは日本年金機構のホームページをご覧ください。

「社会保険の適用拡大」について 詳しくは以下の特設サイトをご覧ください。



適用拡大特設サイト

<https://www.mhlw.go.jp/tekiyoukakudai/index.html>

日本年金機構からのお知らせ

令和6年10月の適用拡大に向けて 社会保険労務士等の専門家がサポートします

専門家活用支援事業

事業主・従業員のみなさまへのご説明のために、ノウハウ豊かな社会保険労務士等を、無料で派遣します。

適用拡大
に向けた準備
の検討

従業員への
説明
サポート

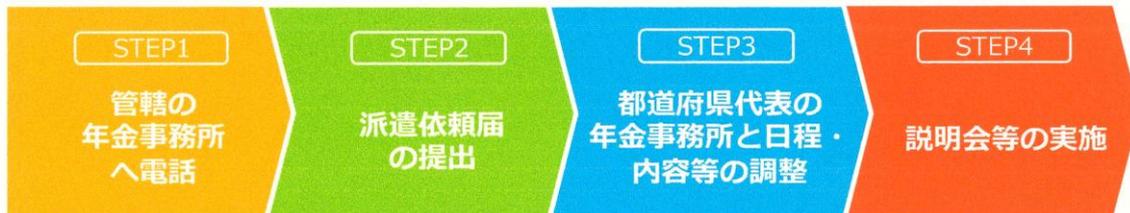
手続きに
関する
アドバイス

ご利用の流れ

専門家活用支援事業は、事業主や事業者団体からの依頼により、**事業主・従業員の方向けの説明会や、適用拡大に関する相談に専門家を派遣します。**

ご利用の流れは以下の4 STEPです。

※顧問契約等結んでいる社会保険労務士がいる場合は、当該社会保険労務士にご相談ください。



管轄の年金事務所へお電話ください。派遣依頼届の提出など、ご利用の流れをご説明します。

「専門家派遣依頼届」を管轄の年金事務所へご提出ください。

都道府県代表の年金事務所から日程等をご連絡します。日程や内容等の細かい調整もこの時点で行います。

決定した日時、場所に専門家を派遣します。当日は疑問点等、お気軽にご相談ください。

お申し込み方法

STEP1 まずは管轄の年金事務所へお電話ください。

《管轄の年金事務所一覧》※年金事務所の電話番号はこちらから確認できます。

<https://www.nenkin.go.jp/section/soudan/index.html>



STEP2 後日「専門家派遣依頼届※」を管轄の年金事務所へご提出ください。

※「短時間労働者に対する被用者保険の適用拡大に係る専門家派遣依頼届」

<https://www.nenkin.go.jp/oshirase/topics/2021/0219.html>



協会けんぽ千葉支部からのお知らせ

事業主様へ ▶ ぜひ職場内で回覧をお願いいたします。
協会けんぽ以外の健康保険組合等にご加入の事業所は各健康保険組合等にお問い合わせください。

皆さまの取組で保険料率が変わります!!
「インセンティブ制度」ってご存じですか?

「インセンティブ制度」とは

健康づくりに関する5つの取組の達成度合いに応じて協会けんぽ47都道府県支部を順位付けし、**上位15位以内の支部**にインセンティブ(報奨金)を与え、皆さまの**保険料率が引き下げられる制度**です。取組の結果は2年後の保険料率に反映されます。
(令和4年度の実績は、令和6年度の保険料率に反映されます)

千葉支部の
令和4年度実績の総合順位

38位 / 47位

※上位15支部に入れなかったため、インセンティブは付与されませんでした。

インセンティブ制度のイメージ

評価指標に基づき全支部をランキング付けし、上位15支部については、支部ごとの得点数に応じた報酬金によって段階的な保険料率の引き下げを行っています。



令和6年度千葉支部健康保険料率に対するインセンティブ制度の影響

令和6年度千葉支部健康保険料率
(インセンティブ反映前)
9.76%

+

インセンティブ分(加算)
0.01%

=

令和6年度千葉支部健康保険料率
(インセンティブ反映後)
9.77%

インセンティブ制度の順位を上げるための
皆さまに取り組んでもらいたい5つの取組



① 健診を受けましょう!

順位を上げるために

特定健診等の受診率
千葉支部 **43位**



被保険者の方は**生活習慣病予防健診**を、
被扶養者の方は**特定健診**を受診しましょう!
また、労働安全衛生法に基づく定期健診を実施されている事業所さまは、
協会けんぽ加入者の方(40歳以上)の**健診結果**を協会けんぽにご提供ください。

被保険者の健診
(生活習慣病予防健診)
についてはこちら▶



被扶養者の健診
(特定健診)
についてはこちら▶



【事業主・ご担当者さまへお願い】

従業員の皆さまやそのご家族の方への周知と健診を受診するよう積極的な声かけをお願いいたします。

協会けんぽ千葉支部からのお知らせ

② 保健指導を利用しましょう！

順位を上げるために

特定保健指導の
実施率千葉支部 **35位**健診結果で生活改善が必要と判定された方は、協会けんぽの**特定保健指導**を利用して生活習慣の改善に取り組みましょう！

特定保健指導とは

健診を受けた結果、メタボリックシンドロームのリスクにある40～74歳までの方を対象に行う健康サポートです。健康に関するセルフケア（自己管理）ができるように、健康づくりの専門家である保健師または管理栄養士が寄り添ってサポートします。

【事業主・ご担当者さまへのお願い】

特定保健指導のご案内を対象の方へ確実にお渡しいただき、積極的な声かけをお願いいたします。

③ 日々の健康づくりを心がけましょう！

順位を上げるために

特定保健指導対象者の
減少率千葉支部 **22位**

特定保健指導の対象とならないよう、日常から健康な生活を心がけましょう！

協会けんぽ千葉支部では、事業主の皆さまと一緒に健康づくりに取り組む

「健康な職場づくり宣言」事業を行っております。

まだ「健康な職場づくり宣言」を行っていない事業所さまは、従業員の方々の健康を守るため、ぜひ健康づくりの取組を検討し、宣言しましょう！

「健康な職場
づくり宣言」に
ついてはこちら▶

④ 要治療者は医療機関に早期受診を！

順位を上げるために

医療機関への受診を
勧められた方の早期受診率千葉支部 **33位**健診の結果、治療が必要と判断された場合は早期に**医療機関**を受診しましょう！

自覚症状がないのに医療機関への受診は必要？

生活習慣病は自覚症状がないまま進行するため、治療せずに放置すると、動脈硬化などが急速に進み、心疾患等が発症する危険度が高くなります。健診を受診した結果、医療機関への受診が必要と判定された場合は、早期に受診することをお勧めいたします。

【事業主・ご担当者さまへのお願い】

医療機関への受診が必要と判断された場合には、勤務時間に受診できるようにする等、早期に受診できるようご配慮をお願いします。

⑤ ジェネリック医薬品を使いましょう！

順位を上げるために

ジェネリック医薬品の
使用割合千葉支部 **24位**お薬を受け取られる際は、積極的に**ジェネリック医薬品**（後発医薬品）をご選択ください。ジェネリック医薬品の使用は、皆さまのお薬代負担の軽減と医療保険財政の改善につながります。

※現在一部のジェネリック医薬品におきまして、供給不足や欠品が生じており、切り替えを希望されても難しい場合があります。切り替えを希望される方は、医療機関や薬局とよくご相談ください。

ジェネリック
医薬品に
ついてはこちら▶皆さまの取組が保険料率の引き下げにつながるとともに、
医療費の適正化や加入者の皆さまの健康づくりにもつながります。**協会けんぽも全力でサポートいたしますので、
ぜひ5つの取組にチャレンジしていきましょう！**

お問い合わせ先

(インセンティブ制度・取組③・⑤について) 企画総務グループ TEL 043-382-8315
(取組①・②・④について) 保健グループ TEL 043-382-8313全国健康保険協会 千葉支部
協会けんぽ

〒260-8645

千葉市中央区新町3-13 日本生命千葉駅前ビル2階



043-382-8311 (代表)

営業時間 平日 8:30～17:15

千葉県社会保険協会からのお知らせ

入園割引券を配付します

九十九里「蓮沼ウォーターガーデン」



千葉県最大級のプール「蓮沼ウォーターガーデン」！ 迫力満点の**スライダー**や**流れるプール**、**波のプール**、**小さなお子様用プール**など**19種類も**！ 当協会では、今年度も「蓮沼ウォーターガーデン」の入園割引券を配付します。社員・従業員やご家族のリフレッシュにぜひご活用ください。

営業期間 令和6年7月6日(土)～9月16日(月・祝)

※7/8(月)～12(金)、9月の平日は休園

営業時間 午前9時～午後5時(最終入園は午後3時まで)

※悪天候時は休園となる場合があります。お出かけ前に直接お問い合わせください。
電話 0475-86-3171(蓮沼ウォーターガーデン)

利用対象者 当協会会員事業所の健康保険被保険者と被扶養者

申込方法 下記申込書に記入のうえ返信用封筒(94円切手貼付)を同封し、当協会宛てに送って下さい。

〒260-0001 千葉市中央区都町3-18-13 (一財)千葉県社会保険協会 ※1事業所各15枚まで

～蓮沼ウォーターガーデン入園割引券～

一般料金	協会契約料金	補助金	利用者負担
大人 1,900円 (18歳以上)	1,710円	360円	1,350円
高校生 1,100円	990円	240円	750円
中学生 450円	410円	210円	200円
小学生 400円	360円	200円	160円
幼児 200円 (4歳～未就学児)	180円	100円	80円

申し込みは6月10日から受け付けます ※券が無くなり次第配付終了となり

キ リ ト リ

蓮沼ウォーターガーデン割引券申込書

※こちらをお申込みされる場合、この申込み専用の返信用封筒をご用意ください。

種別 ※枚数に ご注意ください	大人	枚
	高校生	枚
	中学生	枚
	小学生	枚
	幼児	枚

事業所記号(※分からない場合は未記入可) 事業所番号(※分からない場合は未記入可)

事業所名

所在地

T E L

※1事業所 各券 15枚まで

千葉県社会保険協会からのお知らせ

「健康づくりDVD」を無料貸出しています！

職場の健康づくりに役立つDVDをご希望の会員事業所様に無料貸出いたします。職場研修にも最適です。ぜひご活用下さい！

◆申込方法◆

申込書にご記入のうえ、FAXにてお申込みください。

貸出期間 2週間 ※在庫の都合上、ご希望に添えない場合があります。
1回の貸出枚数 4枚まで ※貸出期間終了後は、速やかにご返却ください。

◆申込先◆

一般財団法人千葉県社会保険協会 FAX.043-233-3973



健康づくり DVD 貸出 申込書

事業所記号・番号 分からない場合は未記入可		申込年月日	年 月 日
事業所名		担当者名	
事業所所在地	〒	電話番号	
貸出希望期間	令和 年 月 日()～ 令和 年 月 日()		

※ご記入いただいた情報は、事務処理のみに使用し、他用はいたしません。

↓ご希望する DVD 貸出希望欄に必ず をご記入ください。

貸出希望		タイトル名	時間
<input type="checkbox"/>	1	はじめてのウォーキング&ジョギング	30分53秒
<input type="checkbox"/>	2	若々しい体をキープ！エクササイズ&ダイエット	32分15秒
<input type="checkbox"/>	3	Good-bye ストレス	28分37秒
<input type="checkbox"/>	4	正しく知れば怖くないがんのお話し	25分59秒
<input type="checkbox"/>	5	健康サポート体操	60分
<input type="checkbox"/>	6	毎日筋活部	60分
<input type="checkbox"/>	7	夏の熱中症 冬のヒートショックに気をつけよう！	42分
<input type="checkbox"/>	8	元気な職場をつくるメンタルヘルス5 自分でできるストレスコントロール	25分
<input type="checkbox"/>	9	元気な職場をつくるメンタルヘルス7 ストレスチェックを活用したセルフケア	25分

※この DVD は著作権法上、無断で複製(デジタル化含む)編集することはできません。また、営利目的とレンタル、上映なども固くお断りいたします。

プロによる

千葉県社会保険協会からのお知らせ



社会保険相談をうけてみませんか？

当協会が契約するベテランの社会保険労務士を会員事業所様に派遣し、個別の相談をお受けする事業を行っております。

例えば・・・

●60歳で定年退職したら・・・
老齢年金はいくらもらえるかな？
雇用保険の失業給付の手続きは？

●定年後も
再雇用制度で在職したら・・・
老齢年金はいくら減額になるの？
雇用保険の給付金請求手続きは？

ご相談はすべて**無料**です

●年金加入不明期間
の確認方法は？

●遺族年金、介護保険につ
いてもっと知りたい！



社会保険についての研修講師を事務所に派遣することも可能です！

その他、健康保険関係・労務・人事管理問題などを相談したい事業主様からも OK！
相談はお一人様から受け付けています

申込方法

相談をご希望される会員事業所様は、申込書に必要事項をご記入のうえ、当協会まで FAX または郵送にてお申し込みくださいますようお願いいたします。

※申込書は当協会ホームページからダウンロードすることができます。

また、ホームページでは申込みから相談実施までの流れについても紹介しております。

(インターネット使用のない環境にある場合やダウンロードができない場合は、ご連絡ください。)

申込先

一般財団法人 千葉県社会保険協会 <https://shaho-chiba.jp>

〒260-0001 千葉市中央区都町 3-18-13 TEL:043-233-3971 FAX:043-233-3973

会員事業主の皆様へ

令和6年度 協会費払込書の送付について

日頃から当協会事業にご理解とご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、令和6年度協会費払込書を「社会保険ちば春号」とあわせてお送りいたしましたので、早期納入に格別のご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

※口座振替の手続きがお済みの事業所様へは、「協会費(口座振替)のご案内」をお送りしております。



一般財団法人 千葉県社会保険協会 (電話：043-233-3971)